

～パワハラをなくし、笑顔で働ける福祉職場を目指して～

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第9号 2022年12月

1月26日に判決!

12:50
福島地裁集会
13:10～
法廷傍聴



大きな支援の輪に包まれて

提訴から2年余で結審

十月二〇日、福島地裁206号法廷で、裁判官から「弁論終結」が告げられ、判決日が確定しました。

裁判傍聴と署名積上げ

この間、支援する会は原告と家族を励まし、コロナ下で傍聴席が制限される中でも毎回二〇数名が裁判を見守り（本年五月三十一日の証人尋問には五〇名）続けました。

また裁判所宛署名は、9千2百筆を超え、国民救援会を中心に街頭宣伝も行ってきました。署名は判決まで継続しますので、一筆でも多くお寄せください。

（写真は十月二〇日の報告集会）



日本国民救援会会津支部
事務局長 栗城英雄さん

裁判は結審したが、判決日まで闘いは続くので、我々が出来る事として、支援署名が必要だ。会津支部は多くの事件支援をしているが、日野町事件は結審後21回6,574筆の署名を裁判所に届けている。

しのぶ福祉会パワハラ署名は、今まで全会員と210の団体・個人に依頼して、累計403枚1,634筆を集めたが、まだ一ヵ月以上ある。さあ、勝利のために最後まで力を尽くして、署名を集めて裁判官に一筆でも多く届けよう!



メッセージ



福島県農協労連
書記長 鈴木 修さん

この裁判はパワハラによる精神疾患が労災認定された中で争われるということで、判決にどう影響を及ぼすのか私たち労働組合でも大変注目しています。パワハラを防止するための法整備もまだまだ不十分です。原告のSさんとKさんが勇気をもって立ち上がったことで、今後、労働者を守る重要な法律へアップグレードするきっかけをつくる大変意義のある裁判だと思っています。

年明けには判決が出されますが、2023年は新たなスタートを切る素晴らしい年になることを切に願っております。